

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金保険料を欠かさずに全て払ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和 38 年 4 月 22 日に払い出されていることが確認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるところ、オンライン記録上、申立人は、申立期間直後の 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料を過年度納付している。

また、申立人は、申立期間を除き、60 歳に到達する前月までの保険料を全て納付していることを踏まえれば、申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る従業員台帳（発令情報）及びC企業年金基金から提出された申立人に係る加入者記録票から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社における人事業務を管掌するE社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、オンライン記録によると、申立人の申立期間前後の同一企業内における被保険者資格の得喪日はいずれも1日とされていることから、昭和51年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人に係る資格喪失日は昭和51年10月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東東京（埼玉）厚生年金 事案 24698

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（後に、A社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和 37 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB営業所からD工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の従業員の供述及び申立人と同様の被保険者記録になっている従業員から提出された給料支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社B営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、複数の同僚が、昭和 37 年 5 月 31 日までA社B営業所に勤務していたと回答していることから、同年 6 月 1 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和 37 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 6 月 1 日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる同年 1 月から同年 3 月までは標準報酬月額 44 万円、同年 5 月から同年 7 月までは標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、同年 4 月から同年 7 月までは 44 万円、同年 8 月は 50 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで  
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるか

ら特例法を、同年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年4月から19年7月まで及び同年9月から23年2月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年4月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年4月は22万円、同年5月から同年8月までは38万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の変動の基礎となる同年1月から同年3月までは標準報酬月額44万円、同年5月から同年7月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成23年4月から同年7月までは44万円、同年8月は50万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成23年3月について、上記給与明細票によると、当該期間の標準報酬月額の変動の基礎となる22年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年9月1日から23年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年3月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から23年9月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成17年6月1日から23年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるか

ら特例法を、同年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月及び22年9月から23年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年6月から19年7月まで及び同年9月から22年8月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年3月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、32万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年6月1日から同年10月1日までの期間、15年10月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は16万円、同年4月は38万円、同年5月から同年9月までは41万円、14年6月から同年9月までは26万円、15年10月から16年10月までは30万円、19年8月は44万円、22年8月から23年2月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年3月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」と

いう。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年6月から同年9月まで、15年10月から16年10月まで、19年8月及び22年8月から23年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は16万円、同年4月は38万円、同年5月から同年9月までは41万円、14年6月から同年9月までは26万円、15年10月から16年10月までは30万円、19年8月は44万円、22年8月から23年2月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年5月まで、同年10月から15年9月まで、16年11月から19年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年3月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、38万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年3月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月1日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成19年5月1日から23年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるか

ら特例法を、同年3月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月及び22年8月から23年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月から同年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年3月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、28万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月26日は41万円、16年3月26日及び同年9月27日は55万円、17年7月5日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月  
② 平成16年3月  
③ 平成16年9月  
④ 平成17年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。特別手当明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する特別手当明細書、A社から提出された申立人の賞与に関する資料及び同社人事担当者の供述により、申立人は、平成15年9月26日、16年3月26日、同年9月27日及び17年7月5日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記特別手当明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年9月26日は41万円、16年3月26日及び同年9月27日は55万円、17年7月5日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、

これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

A社及び同社の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、昭和58年9月21日付けでA社からC社に異動したことが認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日である上、B社は、申立期間について、申立人をA社において厚生年金保険に加入させるべきところ、誤って同社における資格喪失日を同年9月21日と届け出たものと考えられる旨回答していることから、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たものと考えられる旨回答している上、

A社が加入していたD厚生年金基金が保管している加入員資格喪失届に申立人に係る資格喪失日が昭和58年9月21日と記載されていることから、社会保険事務所及び同基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月13日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月13日から同年9月1日まで  
② 平成15年7月25日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間においても同社に勤務し、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年5月13日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は当該期間当時、保険料は翌月控除であり、申立人は、平成15年6月分の給料明細書を保有していないところ、申立人から提出された同年7月分の賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 15 年 5 月分の給料明細書において確認できる報酬月額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が業務委託していた税理士事務所から提出された同社に係る資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は平成 15 年 5 月 13 日とされていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成 15 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は同年 8 月 21 日とされていることから、申立人は、同日まで同社と雇用関係が継続していたものと認められる。

また、上記賞与明細書により、申立人は、平成 15 年 6 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められ、また、A社から提出された同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、同年 7 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、平成 15 年 5 月の途中から病気により休職していたとしており、また、上記源泉徴収簿により、同年 6 月及び同年 7 月における給与を支払われていないことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間②について、上記のとおり、申立人は、当該期間においても A 社と雇用関係が継続していたものと認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されているところ、上記のとおり、申立人の A 社における資格喪失日は平成 15 年 6 月 1 日であると判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 7 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とならないことから、当該期間の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年4月4日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年3月の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月28日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和54年12月12日から56年4月末日まで同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年3月28日から同年4月4日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年4月3日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月28日より後の同年4月22日付けで、同年3月28日と記録されていることが確認できる上、代表取締役を含む全従業員9人について、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。そのうち3人については、55年10月の定時決定における標準報酬月額も同時に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間当時、法人事業所であったことが確認できる上、雇用保険の加入記録により、同社は、当該期間において5人以上の従業員を使用していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の

同社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和 56 年 4 月 4 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 2 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 4 日から同年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、当該期間における申立人の勤務を確認することができない上、雇用保険の給付記録によると、申立人は、同年 4 月 8 日に求職者給付の受給手続きを行い、同年 4 月 15 日から同年 4 月 30 日までの期間に係る基本手当を受給していたことが確認できる。

また、上記全従業員 9 人のうち所在が判明した 5 人に、申立人の A 社における勤務状況及び保険料控除について照会したところ、回答のあった 3 人は、いずれも不明としており、申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 4 日から同年 5 月 1 日までの期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は78万円、18年6月8日は83万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は78万円、18年6月8日は83万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで

私は、区職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、時期は定かではないが、集金人に申立期間の国民年金保険料 600 円を渡した。その集金人は、スタンプを持ってくるのを忘れたので後日国民年金手帳にスタンプを押しに来ると言ったが、結局来ることはなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金人に渡し、集金人から後日国民年金手帳にスタンプを押しに来ると言われ、結局集金人は来なかったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿による申立人の国民年金手帳記号番号払出年月日及び申立人の国民年金手帳の発行年月日は、いずれも昭和 38 年 5 月 1 日であり、同日以降は申立期間の保険料は納付書により過年度納付することとなるため、集金人が当該国民年金手帳に検認印を押す方法により申立期間の保険料を収納することはできず、申立人の説明は、当時の制度と相違する。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年6月までの期間及び同年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年6月まで  
② 昭和39年10月から41年3月まで

私は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、同年12月に転居し、転居先の市において、3か月ごとに自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付し、印紙を国民年金手帳に貼付していたことを記憶している。また、41年に妻の国民年金の加入手続を行った頃に、妻と私の保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間①と②に挟まれた3か月分の保険料だけが納付済みとされているのは不自然であり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和36年12月に転居し、転居先の市において、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼付していたと述べているが、上記転居に伴い、申立人の国民年金被保険者台帳は41年2月25日に移管されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金の住所変更手続は当該移管の数か月前に行われたと推認されることから、同住所変更手続が行われるまで、申立人の自宅に集金人が来ていたとは考え難い上、上記移管時点では、当該期間(33か月)のうち36年10月から38年12月まで(27か月)の保険料は時効により納付することができない。また、上記台帳により、申立期間①直後の39年7月から同年9月までの保険料は41年9月10日に過年度納付されていることが確認でき、この納付時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

申立期間②については、上記台帳の移管時期からみて、申立人は、当該期間途中の昭和40年4月以降の保険料を現年度納付することが可能であったと考えられるが、申立期間②の後の保険料が過年度納付されている期間が散見されることを考慮すれば、申立人は、必ずしも保険料を現年度納付していたとはいえず、また、申立人は、申立人の妻

の国民年金の加入手続を行った頃に夫婦の保険料を遡って納付した記憶があるとしているが、その納付回数、納付期間及び納付額に関する記憶が明確ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、昭和42年頃に飲食店を開業し、時期は不明だが店に来た市職員に国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦一緒に加入手続を行った。私は夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、集金人が年金手帳にシールのようなものを貼っていたが、その年金手帳は引き上げられ、別の年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、集金人が年金手帳にシールのようなものを貼っていたが、その年金手帳は引き上げられ、別の年金手帳を渡されたとしているが、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦がそれぞれ所持する昭和43年12月7日発行の国民年金手帳が申立人夫婦に最初に交付された手帳であることが確認でき、当該手帳の申立期間の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、国民年金印紙検認台紙欄には国民年金印紙が貼付されていない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の夫は、昭和42年頃に飲食店を開業し、時期は不明だが店に来た市職員に国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦一緒に加入手続を行った。夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、集金人が年金手帳にシールのようなものを貼っていたが、その年金手帳は引き上げられ、別の年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、集金人が年金手帳にシールのようなものを貼っていたが、その年金手帳は引き上げられ、別の年金手帳を渡されたとしているが、申立人夫婦が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦がそれぞれ所持する昭和43年12月7日発行の国民年金手帳が申立人夫婦に最初に交付された手帳であることが確認でき、当該手帳の申立期間の印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、国民年金印紙検認台紙欄には国民年金印紙が貼付されていない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年9月までの期間及び51年8月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年9月まで  
② 昭和51年8月から52年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局や銀行で毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の資格取得記録に係るオンライン記録の処理日から昭和63年7月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び資格喪失手続に関する記憶が明確ではなく、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から42年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から42年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和36年\*月頃に村役場で私の国民年金の加入手続きを行い、父又は兄が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、46年5月に婚姻した後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和36年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から40年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で申立期間①のうち36年8月から38年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親及び兄から聴取することができない上、申立人は加入手続き及び保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続き及び保険料納付の状況は不明であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和46年5月に婚姻した後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたとしており、当該婚姻時点で妻は申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であったものの、妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

そのほか、申立人の父親、兄及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月又は同年 3 月  
A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成 16 年に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同年 2 月又は同年 3 月に臨時賞与が支給された記憶があるので、調査して標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る「賞与個人別明細表（社員）（2004 年 3 月 30 日作成）」には、支給日の記載は無いものの、申立人に対して、A 社より 24 万 2,000 円の臨時賞与を支給し、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除することが記載されている。

しかしながら、当該賞与の支給日について B 社は、当該時期の賞与は、その期の利益に応じて支払われる臨時的なもので、3 月末時点で在籍した者が対象となり、平成 16 年においては 4 月 6 日に支払ったものである旨供述しているところ、申立人が給与振込先だとする C 社から提出された取引推移一覧表によると、上記臨時賞与が振り込まれた日は、上記供述のとおり、同年 4 月 6 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するもの」とされているところ、オンライン記録によると、申立人は A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 16 年 4 月 1 日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る賞与は、申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に同社から支給されており、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 24696 (事案 17194 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に申し立てたところ、申立期間の勤務は推認されたものの、申立期間は、同社が新たに適用事業所となる前の期間であることなどの理由から保険料控除は認められないとして、記録訂正は認められなかった。新たな資料は無いが、審議結果に納得できないので、再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社において昭和33年に雇用されていた複数の元従業員の供述から判断すると、申立人の申立期間における勤務は推認できるが、同社は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無いこと、申立期間当時、同社と同一所在地に同一名称の適用事業所が存在していることが確認できるものの、同年4月から同年6月までの間に当該事業所で被保険者資格を取得した者は一人もいないこと、同社を管理していたB局(当時は、C局)は、当時の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料は保管していないとしており、複数の元従業員は、申立期間に係る給与明細書を所持していないとしていることから、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、新たな資料は無いが、前回の審議結果には納得がいかないとして、再度申立てを行っていることから、申立人と同様に、毎年定期的にA社で勤務し、昭和33年においては、同年7月1日に新たに適用事業所となったA社で、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員に追加調査したが、当該従業員は、同年においても例年どおり7月より前から勤務していたとしているものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年1月1日まで  
② 昭和25年1月1日から同年2月10日まで

A社が運営するB学校を卒業し、A社C支部（現在は、同社D支部）に配属になった。その後、同支部からE局に派遣されて勤務していた期間及び同局が所在していた港に入出港していたF丸において、引揚者のB業務に従事していた期間である申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、E局及びF丸での業務が終了した後、A社G事業所（現在は、A社H事業所）に転籍したが、異動した初月である申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

資料は残っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社D支部から提出された「I名簿」及び「J」と題する冊子並びにK省L局から提出されたE局に係る「M名簿」によると、申立人は、昭和24年4月1日付けでA社のN職に命じられ、A社C支部に召集された後の同年5月1日から同年12月31日まで、E局及びF丸にてO班要員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社D支部は、申立人に係る人事記録を確認できないため、申立人が同社の正職員であったかどうかについては不明と回答している。

また、A社C支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に同支部の被保険者となっている者は、いずれも死亡又は連絡先不明であり照会することができない。

さらに、上記「M名簿」には、E局における申立人の採用年月日は昭和24年5月1日、退職年月日が同年12月31日と記載され、俸給が支払われていることが確認で

きるところ、同局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、30年1月1日と記録されており、申立期間①は同局が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

加えて、上記冊子には、申立人が所属していたO班の班員23人の氏名が記載されているため、F丸に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人を含むいずれの者も、申立期間①における厚生年金保険及び船員保険の加入記録は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A社H事業所から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人は、昭和25年1月25日に同社G事業所に入社したことが確認できる。

しかし、A社H事業所は、申立期間②においては1か月程度厚生年金保険に加入させない期間を設けていたと思われる旨回答している。

また、A社G事業所に係る事業所別被保険者名簿から、昭和25年に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、所在が判明した9人に照会し、5人から自身の入社日について回答があったところ、いずれの者も、入社日から、1か月から5か月程度後に被保険者資格を取得していることが確認でき、さらに、そのうちの二人は、3か月程度の試用期間があったような覚えがある旨供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで  
A庁B局C部（現在は、D省E局F部）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職に係る人事異動通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D省E局F部から提出された申立人に係る平成元年4月1日付けの任用時の人事異動通知書では、「任命権者からなんら通知のない場合は、平成2年3月30日までの間に限り任用を日々更新する」と記載されており、また、申立人及び同部から提出された同年3月31日付けの人事異動通知書では、「退職した」と記載されていることが確認できる。

また、D省E局F部は、「この書類によると、申立人の退職年月日は、平成2年3月30日となる。」と回答している上、同部から提出された現在の事務要領によると、任期が満了した場合は、任期が満了した日の翌日をもって人事異動通知書を交付し、当該通知書における記載内容は「退職した」と記載することとされている。

さらに、A庁内の部局において、平成2年3月31日又は同年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格喪失記録のある従業員のうち、申立人と同様の人事異動通知書が確認できた4人は、いずれの者も、任用時の人事異動通知書における更新期限の翌日付けで「退職した」と記載された人事異動通知書が交付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人に係る上記平成2年3月31日付けの人事異動通知書は、申立人が同年3月30日に任期の満了に伴い退職となり交付されたものであるため、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できない。

加えて、D省E局F部は、申立人の申立期間に係る賃金台帳などは保管しておらず、保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月15日から39年8月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても辞めることなく同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、B社と合併したため既に解散し、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社は、「申立期間における商業帳簿はA社の関係者により既に廃棄処分されているものと思われる。」と回答している上、申立人が記憶している経理担当者及び社会保険事務を行っていたとする者は、既に死亡又は所在が判明しないことから、照会することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚及び申立期間にA社において被保険者記録がある女性従業員のうち、所在が判明した13人に照会したところ、9人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人の夫が昭和38年9月1日に被保険者資格を取得したC社に係る事業所別被保険者名簿により、当該者に被扶養者がいることが確認できるところ、申立人は、「夫の被扶養者は自分しかいない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 26 日から同年 7 月 7 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転職の際には社会保険の空白期間が生じないよう配慮してきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和 50 年 6 月 25 日とされていることから、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことを確認することはできない。

また、B 社は、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について不明であるとしているところ、同社が保有している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の資格喪失日は昭和 50 年 6 月 26 日と記載されており、当該資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A 社が加入していた C 健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者原票においても、申立人の資格喪失日は昭和 50 年 6 月 26 日と記録されており、上記資格喪失確認通知書と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間に A 社において被保険者記録がある者のうち、所在が判明した 6 人に照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 4 月まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同事業所には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、A事業所は、申立期間における人事記録及び在籍者名簿を確認したものの、申立人の氏名は確認できないことから、申立人は常勤職員でなかったと思われる旨、また、非常勤職員については人事記録が保存されておらず、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除についても資料が保存されていないことから不明である旨回答している。

一方、複数の従業員がA事業所では期間の定めのある職員は6か月を超えて雇用することができないことから短期雇用を繰り返していた旨供述しているところ、オンライン記録により、数か月間の厚生年金保険の加入を繰り返している被保険者が散見される。

また、申立期間にA事業所における厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員 22人に文書照会を行い、12人から回答を得ることができたが、給与明細書を保有している者はおらず、給与からの保険料控除について記憶している者もないことから、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録はオンライン記録と符合している上、申立人同様、同事業所において厚生年金保険の加入記録が数か月である者も雇用保険と厚生年金保険の加入記録はおおむね符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはアルバイトとして入社し、平成 16 年 1 月 1 日にアルバイトから契約社員登用となったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された平成 16 年分及び 17 年分の給与所得の源泉徴収票の中途就・退職欄にはそれぞれ、「就職、16 年 1 月 1 日」、「退職、17 年 5 月 31 日」と記録されていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日は平成 17 年 4 月 1 日、健康保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は同年 6 月 1 日と記録されており、申立人に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C 健康保険組合は、申立人の資格取得日は平成 17 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 6 月 1 日である旨回答しており、オンライン記録と一致する。

さらに、B 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、給与から控除していない旨回答している上、同社から提出された申立人に係る平成 16 年分源泉徴収票の社会保険料等の額は「12,610 円」、17 年分源泉徴収票の社会保険料等の額は「56,199 円」と記載されているところ、当該保険料額を検証した結果、雇用保険料相当額は控除されているが、申立期間に係る厚生年金保険料及び健康保険料相当額は控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務し保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、昭和 49 年 7 月 22 日から 50 年 7 月 10 日までの期間において申立人がA社を経営していたとするB社に、同年 7 月 11 日から 59 年 6 月 30 日までの期間においてはA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、資格取得年月日が昭和 56 年 3 月 1 日と記載された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書（副）を提出し、国の記録どおりに届出を行った旨回答している。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務の責任者だったとする者は、上記通知書（副）に記載されている資格取得年月日の前に給与から保険料を控除することはない旨供述している。

さらに、申立人同様、昭和 50 年 7 月 1 日にB社の厚生年金保険の資格を喪失し、その後、A社で被保険者資格を取得している者 5 人の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は申立人同様に同年 7 月 11 日であり、うち 4 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同社が適用事業所となった日である同年 12 月 16 日であるものの、一人は 52 年 1 月 1 日であることから判断すると、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、一律に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間にA社で資格取得した者（上記 5 人を除く。）で同社での雇用保険の記録が確認できる 14 人のうち 12 人は、雇用保険の資格取得日から 1 か月から 13 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、このうちの一人は、前職

からの年金記録が途切れないように国民年金に加入し保険料を納付した後に会社に申し出て厚生年金保険に加入した旨供述しており、同人に係るオンライン記録によると、当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、別の一人は、当時、毎月の手取り金額を気にして明細書も確認していたので、社会保険に加入する前に保険料が控除されていたことはない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 46 年 2 月まで  
② 昭和 60 年 5 月から 62 年 5 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。監査役として同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 41 年 5 月 13 日から 42 年 2 月 23 日までの期間及び 50 年 9 月 1 日から 57 年 6 月 30 日までの期間であることから、申立期間①の一部及び申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は平成 3 年 5 月 7 日付けで同社の取締役就任したことが確認できるものの、同社は 9 年 6 月に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社において被保険者記録が確認できる 6 人のうち、連絡先が確認できた 3 人に照会したところ、2 人から回答があったが、いずれも申立人の同社における勤務実態について記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 10 年 1 月末まで在籍していた。給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人の退職日は平成 10 年 1 月 30 日である旨回答している上、同社から提出された申立人に係る「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」及び「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」によると、申立人の同社における離職日は同年 1 月 30 日とされており、申立人に係る雇用保険と厚生年金保険の加入記録は符合していることが確認できる。

また、A社は、保険料の控除方法は翌月控除である旨回答しており、申立人から提出された給料支払明細書からも、同社の保険料控除方法は翌月控除であることが確認できるところ、当該給料支払明細書からは、申立期間に係る保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 24717 (事案 12284 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月頃から 59 年 6 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

しかし、A社には申立期間も含めて勤務していたことは確かなので、判断に納得できない。今回、当時に撮影した写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従業員の供述から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況等を確認することができないとしていること、事業主は、申立人について、当初は正社員ではなく、委託業務の身分であり、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除はしていなかったとしていることなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できずとし、申立期間に同僚等と一緒に撮影されたとする複数の写真を新たな資料として提出し、再度申立てを行っているが、当該資料からは、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できず、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 24718 (事案 23939 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 4 月 8 日から平成元年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、申立期間について、A 社が厚生年金保険料を控除していたことを証する同社の決算資料 (写し) を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 3 月 1 日であり、同社は、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、ii) 同社が 2 年 2 月 1 日から加入している C 厚生年金基金は、A 社に係る厚生年金基金加入員 (設立時・編入時) 資格取得届 (同社の社判及び代表印が押されている。) を保有しているところ、当該資格取得届には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を記載すべき入社年月日の欄の日付が、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ元年 3 月 1 日と記載されており、同日付けで、事業主が社会保険事務所 (当時) に同社を厚生年金保険の適用事業所として届け出たことが推認できること、iii) オンライン記録によると、申立人が昭和 51 年 8 月から平成元年 2 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることなどから、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、24 年 12 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 1 日までの期間について、A 社の決算資料 (写し) を提出し再度申立てを行って

いる。

しかしながら、申立人から提出のあった上記決算資料によると、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで（以下「元年 3 月期」という。）の製造原価報告書等には、法定福利費が計上されているが、当該法定福利費の金額は、A社が負担すべき元年 3 月期の労働保険料（雇用保険料を含む。）及び同年 3 月分の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料の会社負担分）の合計額とほぼ一致している上、申立期間を含めた社会保険料と比較すると、12 分の 1 程度に過ぎないことから、同社がオンライン記録どおり同年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となり、同年 3 月分の社会保険料を法定福利費として計上したと推認できる。

このため、A社が申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとは考えられず、そのほかに年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年5月1日まで  
② 昭和36年11月1日から40年9月1日まで  
③ 昭和40年9月1日から42年4月1日まで

平成19年頃、社会保険事務所(当時)で脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。その後も何度か社会保険事務所に問い合わせたが、脱退手当金が支給されているという回答は変わらなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年4月1日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する4名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む3名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和42年7月11日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがうでない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。